

児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定しました。

平成二十九年九月二十九日

奈良県知事 荒井正吾

事業者の名 称	事業者の主たる 事務所の所在地	事業所の名 称	事業所の所在 地	障害児通所 支援の種類	指定年月 日
株式会社アドバンス ラス	大和高田市神楽 二丁目八番二一 号	みつばち児 童ファーム	橿原市久米町 六六四―一 神宮駅前ビル 二階	保育所等訪 問支援	平成二十 九年九月 一日
株式会社チ ャレンジま なびや	天理市田井庄町 五九三番	チャレンジ まなびや飛 翔	天理市田井庄 町五六六番	放課後等デ イサービス	平成二十 九年九月 一日
株式会社介 護和愛	香芝市穴虫一三 五二―二	放課後等デ イサービス 和愛白鳳台	香芝市白鳳台 一丁目二〇番 五	放課後等デ イサービス	平成二十 九年九月 一日
株式会社個 別指導塾同 立有志会	大和郡山市小泉 町五四七番七 和真庵ビル一〇 二	放課後等デ イサービス s c r u m	大和郡山市小 泉町五四七番 七 和真庵ビ ル三〇一	放課後等デ イサービス	平成二十 九年九月 一日